

長岡市指定緊急避難場所・指定避難所開設運営マニュアル（簡易版）

「長岡市指定緊急避難場所・指定避難所開設運営マニュアル」は、長岡市の指定緊急避難場所及び指定避難所を円滑に開設・運営するため、関係者が共有して活用できるよう定めているものです。

1 用語の説明

指定緊急避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ○災害による危険が差し迫った状況や発災時において緊急的に避難し、身の安全を確保するための場所 ○「洪水」「崖崩れ、土石流及び地滑り」「津波」の3つの災害を対象として、その種別ごとに指定 ○災害発生時には、はじめに指定緊急避難場所として開設し、長期避難が生じる際は、一部を除いて同じ施設が指定避難所に移行 (地震の場合は、はじめから指定避難所として開設)
指定避難所	<ul style="list-style-type: none"> ○被災により自宅に戻れなくなった場合など、被災者が避難生活を送るための施設
地区防災センター	<ul style="list-style-type: none"> ○地区の拠点施設として市長が指定する施設 ○災害発生時の初動対応に必要な物資を備蓄。それ以外の物資は、その他の指定避難所と同様に災害発生後に配送 ○災害の状況に応じて救護所を併設し、負傷者を救護
地区防災センター職員	<ul style="list-style-type: none"> ○長岡市が避難施設に派遣する職員 ○避難施設を開設 ○避難施設運営の全般に携わるとともに、各災対部との連絡窓口となる

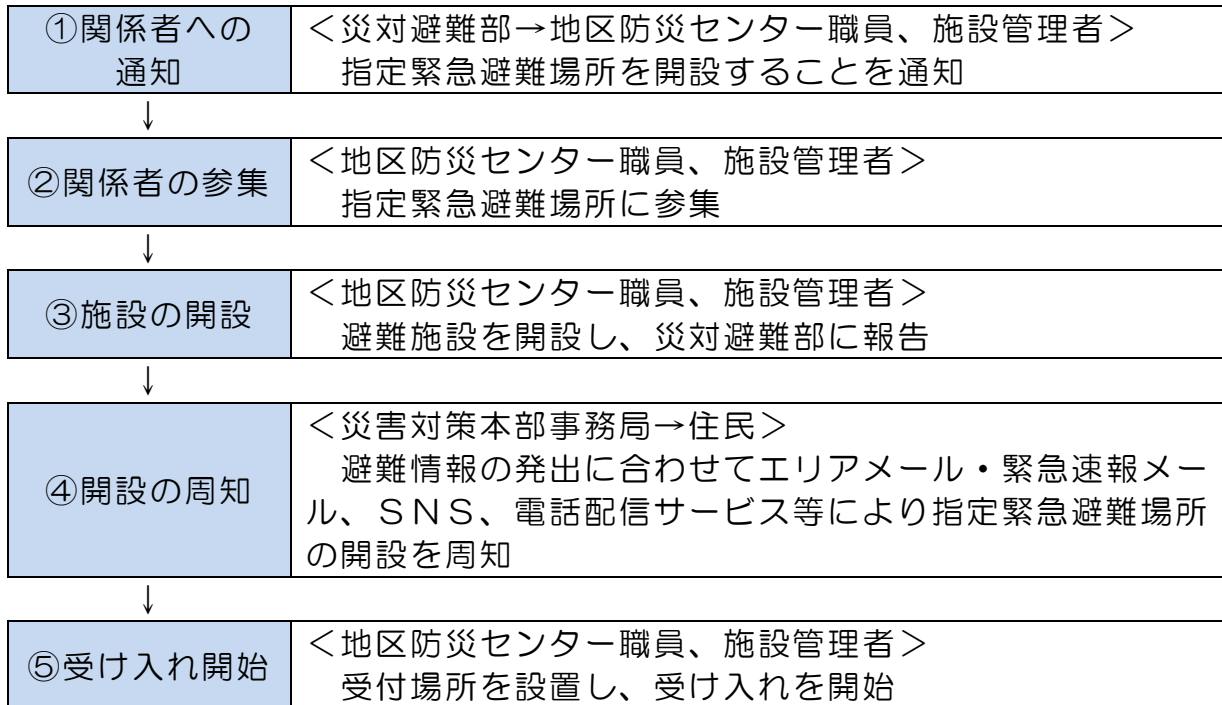
※ 本マニュアルにおいて、指定緊急避難場所と指定避難所を総称する場合は、「避難施設」と表記

2 管理運営の原則

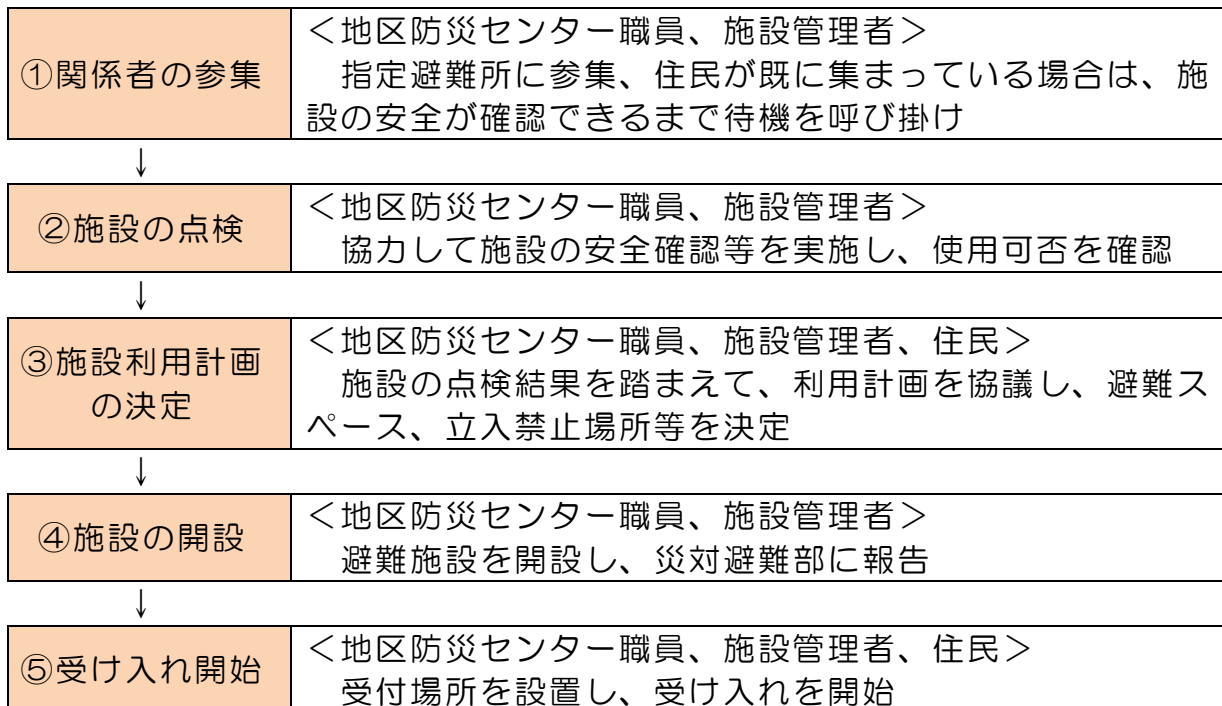
- (1) 住民の命を守るため、地区防災センター職員と施設管理者が協力して緊急避難場所の迅速な開設に努めます。
- (2) 避難施設の管理運営は、地区防災センター職員、施設管理者、自主防災会等の三者が協力して実施します。自主的で円滑な運営ができるよう、避難所運営委員会を設置し、避難施設の運営に関わる事項の協議、決定をします。
また、避難所運営委員会では、避難者相互の摩擦や誤解を減らし、少しでも過ごし易くするための共通理解ルールを定めます。
- (3) 生活支援は、公平を原則とします。ただし、避難スペースや支援物資が限られた状況においては、要配慮者など、特に配慮が必要な方から優先的に対応します。
- (4) 男女共同参画の視点を持って運営に取り組みます。
- (5) 物資、サービスの提供等に当たっては、在宅避難者や車中泊避難者への支援も行います。

3 避難者受け入れ開始までの流れ

洪水や土砂災害などにより避難情報を発出する場合



地域内で震度5強以上の地震が発生した場合



※震度は地域単位で判断しますが、「震度5強以上」が市内複数の地域にわたって観測された場合、市民の安全確保という観点から、震度5弱以下の地域も含めて、市内全避難所の開設を指示することがあります。

4 避難者情報の整理

①避難者名簿の記入	<地区防災センター職員、住民> 避難者に避難者名簿を配布し、記入してもらいます。
↓	
②避難者名簿の整理	<地区防災センター職員> 避難者が記入したものを整理し、まとめます。 入所または退所する避難者がいる場合は、名簿に反映します。
↓	
③避難者情報の報告	<地区防災センター職員> 災対避難部に対して、避難者数などを報告します。

5 食料・水・生活物資の確保・配給

①ニーズの把握	<地区防災センター職員、住民> 避難生活に必要な物資を把握します。
↓	
②要請	<地区防災センター職員> 災対避難部に対して、物資を要請します。
↓	
③受け入れ・配給	<地区防災センター職員、住民> 救援物資を避難施設に搬入し、避難者への配布や在庫の管理を行います。

6 避難所運営委員会

避難生活の長期化が見込まれる場合は、自主的で円滑な避難所の運営が行われることを目的として、設置します。

役割	○避難所運営のルール決定 ○避難所の良好な生活環境の確保 ○避難者ニーズの取りまとめとニーズへの対応 ○災対避難部との連絡調整 ○避難者への情報提供
構成員	○自主防災会（町内会）役員など地区関係者 ○施設管理者・施設職員 ○地区防災センター職員 ○避難者 ○地域性等に応じて参画することがふさわしい人
組織例	○総務チーム：避難所運営業務全般の取りまとめ、避難所内の秩序維持、被災者からの相談受付、委員会の事務局 ○名簿チーム：名簿の作成及び管理、避難者の呼び出し対応 ○物資チーム：食料・生活物資の配給、不足物資の取りまとめ ○救護チーム：負傷者への対応、要配慮者への支援 ○衛生チーム：避難所衛生環境の管理 ○広報チーム：避難者向け情報の管理及び提供

7 要配慮者への対応

要配慮者とは、災害時に特に配慮を要する方のことです。快適な避難生活を送れるよう、状況に応じた対応を行う必要があります。

要配慮者の例	○要介護者 ○障害者傷病者 ○アレルギーを持つ人 ○妊産婦 ○乳幼児 ○日本語があまりできない外国人
対応例	○特別な物資（アレルギー対応食、ミルク、おむつ等）の手配 ○情報伝達・収集方法の配慮 ○過ごしやすい避難スペースの提供 ○専門機関等への支援要請

体育館等での一般的な避難スペースでの生活が困難な方については、必要に応じて福祉避難室・福祉避難所を開設し、対応します。福祉避難室・福祉避難所の開設・運営については、「長岡市 福祉避難室・福祉避難所 開設・運営マニュアル」をご確認ください。

8 平常時からの備え

災害発生時は、大きな混乱が予測されます。その中で円滑な避難施設運営ができるようにするためには、平常から関係者間で備えておくことが重要です。

準備しておくことが望ましい事項の例
<ul style="list-style-type: none">○避難所運営委員会の編成及び役割分担の明確化○施設や設備、備蓄物資等の状況の確認○開設手順の確認○施設利用計画の作成<ul style="list-style-type: none">・避難施設に必要となる各種スペース <div style="border: 1px dashed blue; padding: 10px; margin: 10px 0;"><p>【例】</p><ul style="list-style-type: none">○本部 ○避難者滞在スペース ○受付○男女別の仮設トイレ設置場所 ○子どもの遊べる場所○物資保管場所 ○医療、救護場所及び医療処置室○遺体安置場所 ○車中泊希望者の駐車場所○洗濯場 ○男女別物干場 ○男女別更衣室○ごみ集積場所 ○緊急車両駐車場所 ○喫煙場所○ペット用区画</div> <ul style="list-style-type: none">・共用部分（廊下、トイレ等）・立ち入り禁止場所（事務室、危険が想定される場所等） <ul style="list-style-type: none">○訓練の実施

「長岡市指定緊急避難場所・指定避難所開設運営マニュアル」には、この簡易版とは別に、詳細を記載した冊子版があります。

※市のホームページにおいて公開しています。